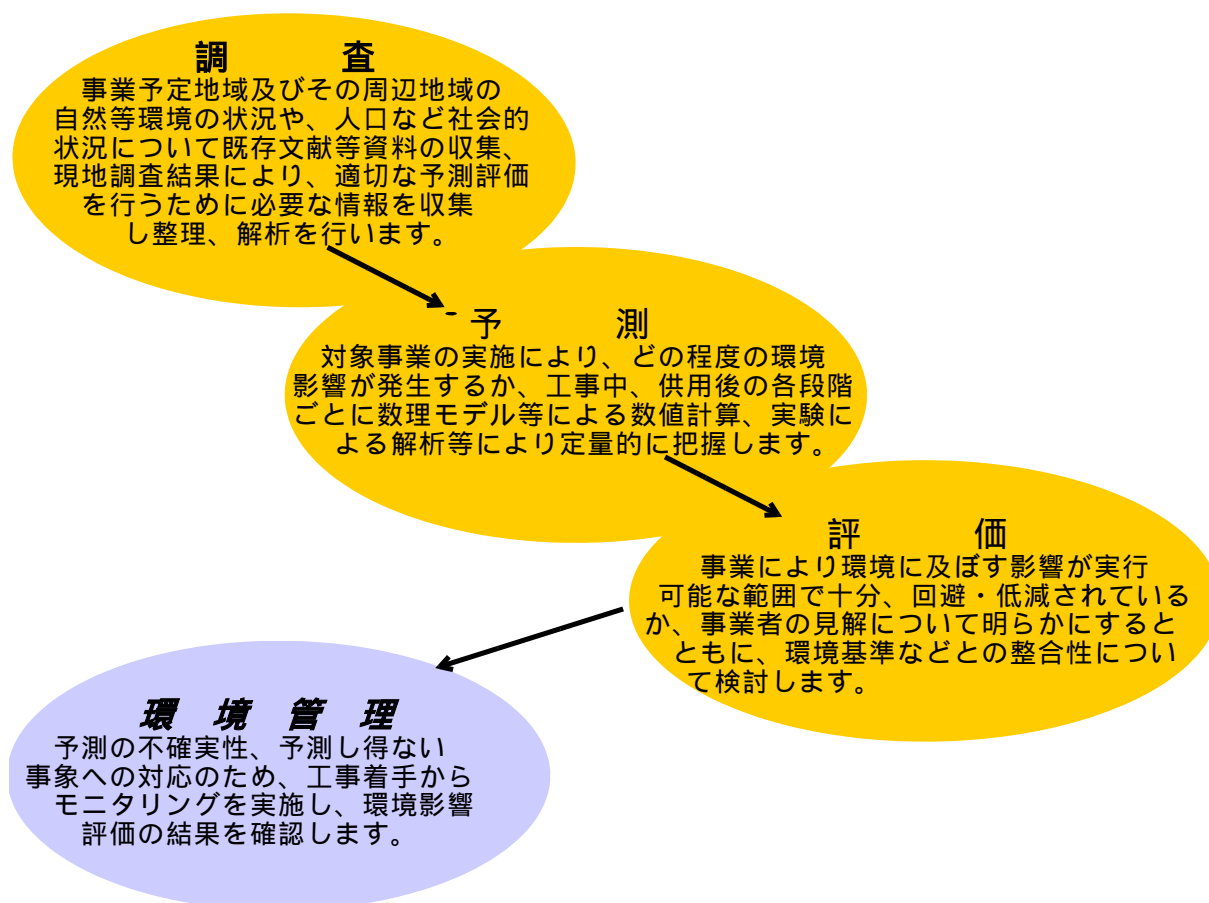


1. 環境影響評価の手続きのあらまし

環境影響評価制度(環境アセスメント制度)とは？

事業者が事業内容等、その詳細を決めるに当たって、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのか事業者自らが調査、予測評価を行い、周辺住民や市町村長などからの環境保全上の見地からの意見を踏まえて環境に配慮した事業計画とする一連の手続きのことです。



2. 岡山県環境影響評価等に関する条例の体系

対象事業種、環境影響評価の基本となる手続きを規定した条例、対象事業規模や手続きの詳細を規定した施行規則、そして環境影響評価を実施する上での技術的な考え方を規定した技術指針を制定し、環境影響評価の推進を図っています。

岡山県環境影響評価等に関する条例

。。。。 [環境影響評価等の手続きを規定]

- ・対象事業の種類
- ・実施計画書、準備書、評価書等の手続き
- ・岡山県環境影響評価技術審査委員会の設置等



岡山県環境影響評価等に関する 条例施行規則

。。。。 [条例の実施に関する事項を規定]

- ・対象事業の規模等
- ・環境影響評価その他の手続きの詳細

岡山県環境影響評価技術指針

。。。。 [環境影響評価の技術的事項を規定]

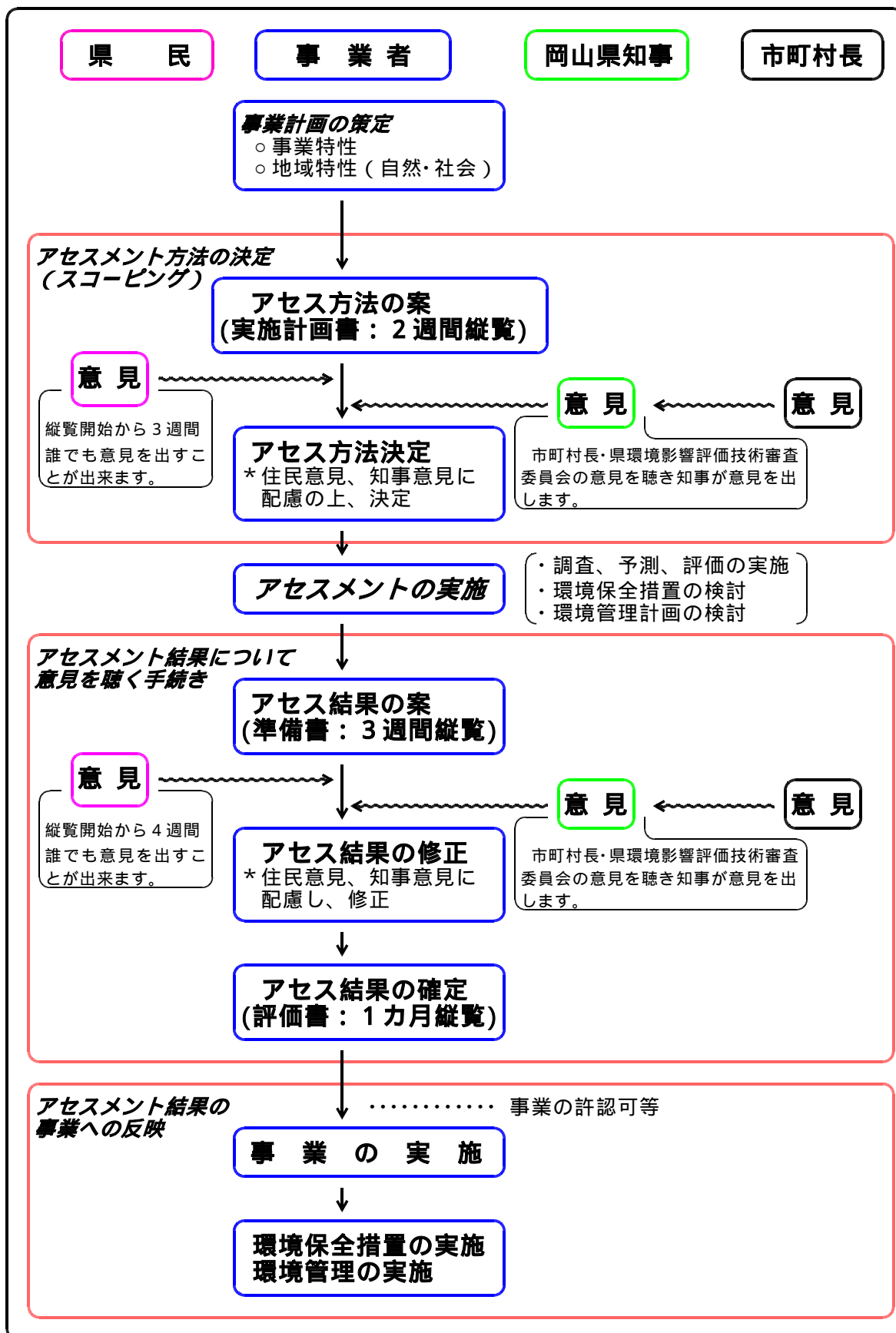
- ・環境要素の選定方法
- ・調査、予測、評価の手法
- ・環境保全措置の検討、検証、環境管理等

3. 環境影響評価の手続きについて

環境影響評価は、条例対象事業に該当する場合、事業計画の段階で事業者自ら行い、環境影響評価結果を詳細な事業計画に反映し事業を実施します。

事業の実施に必要な各種関係法令による許認可、工事着手は環境影響評価の終了後に行われます。環境影響評価の手続きの概要は次のとおりです。

環境影響評価の手続きの流れ



実施計画書の手続き（スコーピング）

スコーピングとは・・・

環境アセスメントは、事業の内容を柔軟に変更できるような早い段階で行うほど、高い効果が上げられます。

また、事業が環境に及ぼす影響は、事業が行われる地域によって異なるので、環境アセスメントも地域に応じて行う必要があります。（例えば、新たに道路を建設する場合、自然が豊かな山間部を通る場合と都市部を通る場合では、環境保全のために対応すべき問題は異なります。）

このため、環境影響評価ではその方法を決めるに当たって、住民、市町村長などの意見（環境保全に関する意見）を聴く手続きを設け、事業計画のより早い段階で意見を聴くことによって柔軟にその意見を反映でき、また、地域に応じてメリハリの効いた方法による環境アセスメントが行えるようになります。

この、実施計画書の手続きを「スコーピング（しぼりこむ）」と呼んでいます。

- 1．事業者は「環境影響評価実施計画書」を作成し知事、市町村長に送付
- 2．事業者は、実施計画書を作成したことを新聞紙などで公表（公告といいます）し2週間誰でも見られるようにします（縦覧といいます）。
- 3．環境保全に関して意見のある人は、事業者か知事に意見書を提出します。（縦覧開始から3週間）
- 4．事業者は周知結果報告書を知事、市町村長に提出します。
- 5．知事は、住民意見、市町村長意見、県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴いて事業者に意見を述べます。（周知結果報告から2ヶ月以内）

準備書の手続き

調査、予測、評価の実施後、その結果に対する意見を聴き、環境影響評価書を作成するための準備を行う図書を作成します

- 1．事業者は「環境影響評価準備書」を作成し知事、市町村長に送付
- 2．事業者は、準備書を作成したことを公告し、3週間縦覧します。
- 3．事業者は、縦覧期間中に準備書の内容を説明する説明会を行います。
- 4．環境保全に関して意見のある人は、事業者か知事に意見書を提出します。（縦覧開始から4週間）
- 5．事業者は周知結果報告書を知事、市町村長に提出します。
- 6．知事は、住民意見、市町村長意見、県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴いて事業者に意見を述べます。（周知結果報告から3ヶ月以内）

評価書の手続き

準備書の手続き後、事業者は受け取った意見の内容を十分検討し、準備書の内容を見直し「環境影響評価書」を作成します。

作成された評価書は、環境アセスメントの最終結果として知事、市町村長に送付の上、準備書等と同様に縦覧されます。

事業の実施に際して必要となる各種許認可を行う者（例えば、埋立事業であれば知事）は評価書の内容が事業に十分配慮されているか、許認可に際し確認します。

なお、評価書を作成したことを公告するまでは、事業を実施することはできません。

環境影響評価に係る手続き概要

環境影響評価法	岡山県環境影響評価等に関する条例	備 考
配 慮 書 配慮書に係る知事意見 二種事業の判定 判定に係る知事意見 方法書・要約書 公告・(電子)縦覧(1ヵ月) 説明会の開催 住民意見(縦覧+2週間) 住民意見の概要報告 市町村長意見 技術審査委員会 知事意見(90日以内*) 調査等の実施 準備書・要約書 公告・(電子)縦覧(1ヵ月) 説明会開催 住民意見(縦覧+2週間) 住民意見の概要・見解報告 〈市町村長意見〉 公聴会開催(必要に応じ) 技術審査委員会 知事意見(120日以内*) 準備書の修正等 評 価 書 環境省意見(政令期間内) 許認可行政機関意見 評価書の補正 公告・(電子)縦覧(1ヵ月) 許認可の審査 着工・事後調査報告公表	実 施 計 画 書 周知計画への意見(2週間) 公告・縦覧(2週間) 住民意見(縦覧+1週間) 住民意見の概要・見解報告 市町村長意見(1ヵ月) 技術審査委員会 知事意見(2ヵ月以内*) 調査等の実施 準備書・要約書 周知計画への意見(2週間) 公告・縦覧(3週間) 説明会開催 住民意見(縦覧+1週間) 住民意見の概要・見解報告 〈市町村長意見〉(6週間) 公聴会開催(必要に応じ) 技術審査委員会 知事意見(3ヵ月以内*) 準備書の修正等 評 価 書 公告・縦覧(1ヵ月) 工事着手届(その他届) 環境管理 環境管理報告 (工事着手から完了後) (原則5年間)	○配慮書 事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のための配慮事項について検討を行い、その結果をまとめた図書(二種事業は任意で作成) ○実施計画書と方法書 条例、法により名称が異なるだけで、いずれもアセス方法(調査方法等)を記載した図書 事業者は、縦覧を行い住民意見、市町村長意見、知事意見を勘案した上で、最終的なアセス方法を決定する。 *住民意見の概要報告等の送付を受けてから起算 ○準備書 方法書等の手続きにより決定したアセス方法に従い、調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置等について記載した図書 準備書の縦覧期間中には、関係地域内での説明会を実施 ○評価書 準備書に対する知事意見等を踏まえ必要な修正を加えた最終的な図書 事業者は、評価書公告後、必要な手続きを行い工事着手が可能